

和歌山県営業時間短縮要請協力金支給規程（支給の要件等に係る抜粋）

（支給の要件）

第3 知事は、次の各号のいずれにも該当する事業者（令和3年4月23日以後に事業を営まなくなった者を含む。）に対して、令和3年4月22日から同年5月11日までの間において要請に応じたことに対する協力金を支給するものとする。

- (1) 令和3年4月22日から同年5月11日（同年4月23日から同年5月11日までの間に要請の対象となる施設（以下「施設」という。）において、事業を営まなくなった場合にあつては事業を営まなくなった日の前日、事業を開始又は施設を新たに設置した場合にあつては当該日から同年5月11日。以下この項において同じ。）までの全ての期間において和歌山市の区域内に店舗を有していたこと。
- (2) 協力金の申請に係る施設（以下「申請施設」という。）について、令和3年4月22日から同年5月11日までの全ての期間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可（飲食店営業又は喫茶店営業に係るものに限る。以下同じ。）を受けていたこと。
- (3) 申請施設について、令和3年4月22日以前から同年5月11日まで飲食をさせる役務の提供に係る営業（以下「飲食提供営業」という。）を継続していた（申請施設において直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業していた場合を含む。）こと。
- (4) 申請施設について、令和3年4月22日から同年5月11日までの期間において次のアからウまでのいずれかの措置を講じたこと。
 - ア カラオケボックス、バーその他の遊興施設（以下「遊興施設」という。）の営業時間を午前5時から午後9時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあつては、その提供を午前5時から午後8時までの間とすること。
 - イ 施設（遊興施設を除く。）における飲食提供営業の時間を午前5時から午後9時までの間に短縮するとともに、酒類を提供する場合にあつては、その提供を午前5時から午後8時までの間とすること。
 - ウ 直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。
- (5) 申請施設について、令和3年4月22日から同年5月11日までの期間において、申請施設に関する事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針（以下「感染拡大予防ガイドライン」という。）を遵守していることを協力金の申請において誓約していること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも宣誓していること。
 - ア (1)から(5)までの要件を満たしていること。
 - イ 提出する書類に虚偽がないこと。
 - ウ 第4の不支給要件に該当しないこと。
 - エ 県又は事務局の職員が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
 - オ 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない協力金を受け、又は受けようとするをいう。）が発覚した場合には、第13の規定に従い協力金の返還を行うこと。
 - カ 必要があるときは、第7第5項及び第16の規定による公表に同意すること。
 - キ この規程に従うこと。

（不支給要件）

第4 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、協力金を支給しない。

- (1) 既に本協力金の支給を受けた施設を運営する事業者（複数施設を有する場合で支給を受けていない施設を有する者及び第6第4項の規定による再度の給付決定を行う者を除く。）
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者の他、本協力金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（支給条件）

第9 協力金の支給の対象となる者は、協力金の支給後においても申請書に添付した書類の原本、売上高を証明する書類その他関係書類を協力金の支給を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

（立入検査等）

第15 知事は、協力金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、支給対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。